



東京海上日動リスクコンサルティング（株）
危機管理グループ
主任 研究員 濱口 隆史

東海地震に関する情報と企業の対応

2003 年以前は、東海地震に関する主たる地震対策は、警戒宣言発令が行動を起こすトリガーになっていたことから、警戒宣言＝東海地震情報と解されていたことが多い。実際は警戒宣言（予知情報）よりも切迫性の低い情報である「観測情報」と「解説情報」が存在していたが、地震対策等に関心の低い方々にはあまり知られていないのが実状であった。

2003 年に中央防災会議で東海地震対策大綱が見直され、東海地震に関する情報の発表方法が変更されたものの、未だに過去の警戒宣言＝東海地震情報とするイメージを引きずり、現在 3 区分である地震情報を踏まえた東海地震対策を立案していない企業が意外に多い。また、従来は警戒宣言が発令されると、水道・電力・ガス・通信といったライフライン系の企業を除く様々な企業の活動は停止するとされてきたことから、東海地震に関する情報が発表されると現在も全面的に業務や営業を停止すると思いついでいる企業も意外に多い。こうした背景から、本編では東海地震に関する情報と企業の行動原則について改めて解説する。

1. 東海地震に関する情報

東海地震に関する情報は 2003 年に改訂されているが、最初に気象庁が発表する東海地震に関する情報を整理しておきたい。

気象庁等の国の機関では、歪みや地殻の状況を精密に測定できる観測器を東海地域に設置し、24 時間体制で監視を行っている。このうち少なくとも 1 ヶ所以上の観測器で東海地震につながると推定される変化を観測した場合や顕著な地震活動が発生したが東海地震との関連性について直ちに評価できない場合、「観測情報」が気象庁より発表される。

次に、2 ヶ所の観測器で東海地震につながると推定される変化を観測し、かつ前兆すべり[※]による可能性が高まった場合、「注意情報」が気象庁より発表される。更に 3 ヶ所以上の観測器で変化が観測され、かつ前兆すべりによるものと認められた場合、「予知情報」が気象庁より発表される。地震学者は緩やかな前兆すべりが観測されてから数時間から数十時間後に東海地震が発生するとみている。気象庁の 2003 年の報道発表資料では、東海地震に関する情報を次のように説明している。

- 「観測情報」・・・「注意情報」よりも低レベルのもので、東海地域の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等
- 「注意情報」・・・東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表するものでこれを受け準備行動開始の意志決定等の対応がとられる
- 「予知情報」・・・東海地震が発生する恐れがあると認められた場合に発表するもので、これを受け判定会での警戒宣言等の対応がとられる

主として、国、官公庁、自治体等は、上記情報の発表をトリガーとして、東海地震対策を開始することになる。

※ 前兆すべり：東海地震はユーラシアプレートとフィリピン海プレートの境界が震源とされているが、東海地震の発生前にこのプレートが少しずつズレ始めると考えられており、その前兆的な現象を「前兆すべり」と呼んでいる。なお東海地震の予知は、前兆すべりを捉えることを前提としており、急激な前兆すべりや前兆

すべり以外の現象による地震の予知は困難とされている。

2. 「観測情報」が発表された際の企業の対応

「観測情報」が気象庁より発表されると、国、官公庁、自治体等では、情報収集連絡体制が立ち上がる。

企業としては下記の対応が望まれるが、基本的には平時の行動と変わらない。

- テレビ、電子メディア等の速報性の高い情報源のモニタリングを開始
- 情報収集連絡体制が整備されていない場合は体制の確立
- 従業員の初動対応基準等が策定されていない場合はその立案
- 災害備蓄品、非常用発電機等の確認、状況によっては追加購入
- 什器・備品の転倒防止不足箇所への安全対策の実施 等

なお、上記2つ目以降の対応は「観測情報」が発表される以前から備えておくべき事項であり、念のため掲載しているものである。つまり、平時から対応済みであることが望まれる。

3. 「注意情報」が発表された際の企業の対応

「注意情報」が気象庁より発表されると、例えば静岡県では、児童・生徒を帰宅・避難させたり、職員を参集させ、地震災害警戒本部の設置準備や災害対応を円滑に実施するための準備が始まる。国、官公庁、東海地域にある多くの自治体で、具体的な準備的措置が開始される。

(1) 地震防災対策強化地域の企業の対応

平常通りの業務や営業をできる限り継続することが原則である。

水道・電力・ガス・通信といったライフライン系の企業、放送、金融機関、鉄道、バスは当然のこととして、百貨店・スーパー・小売店舗（食料品・生活必需品等を販売する施設）についても営業継続が基本となる。

一般企業については、「予知情報（警戒宣言）」が発表される際の災害対応を円滑に実施するための準備的措置を行いつつ、建物の安全性や帰宅困難者の発生抑止等の観点から、必要に応じて段階的又は部分的な営業の制限や中止等を実施することが求められている。上記2の記載事項に加え、一般企業が対応すべき事項（例）は下記の通りである。

- 業務や営業の継続、段階的制限、中止の決定
- 地震発生時に帰宅困難となる可能性のある従業員への帰宅指示
- 公共交通機関、道路交通規制情報のモニタリング
- 帰宅後の勤務形態の指示
- 地震対策要員や対策本部等の組織体制、情報収集連絡体制の確保
- エレベーター等、設備の使用制限と停止
- 負傷者等の応急救護に関する事項の確認
- 避難路、避難地等の確認
- 火災発生時の措置に関する事項の確認
- 予知情報（警戒宣言）発表時の災害対応の確認 等

(2) 地震防災対策強化地域に隣接する企業の対応

水道・電力・ガス・通信といったライフライン系の企業、放送、金融機関、鉄道、バス、百貨店・スーパー・小売店舗、その他の一般企業についても、営業継続が原則となる。上記2の記載事項の他、「予知情報（警戒宣言）」が発表された際の災害対応を確認し、必要に応じて準備的措置を行う。ただし、身障者、病弱者、育児中の従業員、遠距離通勤者、地震防災対策強化地域から通勤する従業員等に対しては、帰宅困難抑止の観点から、帰宅の指示と帰宅後の勤務形態の指示については、地震防災対策強化地域と同程度の踏み込んだ対応が求められる。

4. 「予知情報」が発表された際の企業の対応

気象庁による「予知情報」が発表されると、ほぼ同時に内閣総理大臣より「警戒宣言」が発令される。国、官公庁、自治体等で地震災害警戒本部等が設置され、東海地域が本格的な警戒体制に入る。

(1) 地震防災対策強化地域の企業の対応

ライフラインの水道・電力・ガスは営業継続が原則となるものの、通信に関しては防災関係機関の通信が優先され一般通信は制限される。放送は社会的混乱を防止する観点から一部特別番組が編成されたり、金融機関は安全を確保できる条件下で普通預金の払い戻しや ATM による業務に限定された営業になる。鉄道、バスは運行を停止する。

一般企業については、業務や営業を中止することが原則であるが、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、企業の判断により業務や営業を継続してもよい。特に、百貨店・スーパー・小売店舗（食料品・生活必需品等を販売する施設）については、安全性が確保されていることを前提に営業の継続が期待されている。こうした背景から東海地域を基盤としているスーパーでは「予知情報（警戒宣言）」が発表・発令されても営業を継続することを表明している。一般企業が対応すべき事項（例）は、上記 2 及び 3（1）の記載事項の再確認、中でも人命に関わる下記が重要である。

- 津波危険予想地域からの避難
- 負傷者等の応急救護に関する事項の再確認
- 避難路、避難地等の再確認
- 火災発生時の措置に関する事項の再確認
- 什器・備品の転倒防止策等の再確認
- テレビ、電子メディア等の速報性の高い情報源のモニタリング 等

(2) 地震防災対策強化地域に隣接する企業の対応

水道・電力・ガス・通信といったライフライン系の企業、放送、金融機関、鉄道、バスは、営業継続が原則となる。百貨店・スーパー・小売店舗、その他の一般企業についても営業継続が原則ではあるが、耐震性等の安全性に問題がある場合及び不特定多数を収容する施設、超高層ビルや地下街等の店舗については混乱防止等の観点から営業を中止することが望まれる。その他の一般企業が対応すべき事項（例）は、下記に留意しつつ、上記 2 及び 3（1）の記載事項を準用すればよい。

- 通信に関しては、防災関係機関の通信が優先される
- 帰宅を指示する場合は、時差退社について考慮する
- 鉄道は地震ダイヤに変わり、地震防災対策強化地域での運転が休止される。例えば、JR 東日本では藤沢駅、小田急電鉄では相武台前駅で折り返し運転となる

5. 具体的な企業の計画事例

(1) 製造業 A 社

地震防災対策強化地域に多数のグループ企業、関連会社を抱える東京の A 社では、「観測情報」の発表時には連絡体制の確立・確認を、「注意情報」の発表時には対策本部を設置し、情報収集の体制、建物内の防災対策の強化、縮小業務体制への移行、地震防災対策強化地域への出張者に対する帰社の指示等をマニュアルで規定している。「予知情報（警戒宣言）」の発表・発令時には業務を停止し、本部要員以外は時差帰宅させることにしている。

(2) 金融機関 B 社

東京に本社のある B 社では、「観測情報」の発表時の対応は特に定めず、「注意情報」及び「予知情報（警戒宣言）」の発表・発令時の対応として、地震防災対策強化地域の事業拠点と地震防災対策強化地域に隣接する地域の事業拠点の場合分けを行い、従業員の行動基準、営業の中止や継続を定

めている。

(3) 学校法人 C

東京にいくつかの施設を持つ学校法人 C では、「観測情報」及び「注意情報」の発表時の対応は特に定めず、「予知情報（警戒宣言）」の発表・発令時に災害対策本部を設置し、通常の講義や会議等中止する。その一方、大学病院における医療業務、食料品・生活用品を扱う学内店舗についてのみ、業務や営業を継続するとしている。

6. まとめ

東海地震は唯一気象庁から予知に係わる情報が発表される可能性のある地震であるが、その発生を事前に予知できる保証は何もないことは誰もが承知している。予知の可能性が 100%でないことから、東海地震対策といっても根幹は通常地震対策と変わらず、整然と対応計画を実行することが重要となる。従って、既存の地震対策のブラッシュアップを基本としつつ、東海地震に関わる情報が発表された際の対応手順を付加する格好が標準的な地震対策の構成となろう。本編を参考に地震対策に関わる対応計画を再確認頂ければ幸いである。

(第 183 号 2008 年 6 月発行)